

原議保存期間	20年(令和25年3月31日まで)
有効期間	一種(令和25年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丙保発第4号
令和5年2月16日
警察庁生活安全局長

火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の施行について(通達)
火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(令和5年内閣府令第14号。
別添参照。以下「改正府令」という。)が本日公布され、本年3月1日から施行されることとなった。

改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 趣旨

都道府県公安委員会に届出をすることなく運搬することができる爆薬の数量について、業界団体からの要望を受けて見直すものである。

2 内容

- (1) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)において、火薬類を運搬しようとする場合、その荷送人は、その旨を出発地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならないこととされているが、内閣府令で定める数量(以下「府令数量」という。)以下の火薬類を運搬する場合は、この限りではないとされている(同法第19条第1項)。爆薬に係る府令数量は、現在100キログラムと定められているところ、今般、業界団体から、爆薬の中でも取扱い時の安定性がより高い硝安油剤爆薬及び含水爆薬に係る府令数量を120キログラムとしてほしい旨の要望があった。これまでに実施された実験の結果等から、同数量によっても保安上支障がないと認められることから、爆薬に係る府令数量を細分化し、爆薬のうち硝安油剤爆薬及び含水爆薬に係る府令数量について100キログラムから120キログラムに改めることとした。
- (2) 火薬類の運搬の届出に当たっては届出書及び運搬計画書をそれぞれ2通提出することとされているところ、届出を行う者の負担軽減の観点から提出通数を1通に改めることとした。

3 運用上の留意事項

改正府令附則第2条第1項の規定により、改正府令の施行の日の前にした届出に係る火薬類の運搬については改正府令による改正後の規定は適用しないとされているところ、本規定の適正な運用に努められたい。

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府 令〕

○火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(内閣府一四)

〔省 令〕

○電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(総務七)

○火薬類運送規則の一部を改正する省令(国土交通三)

〔告 示〕

○重要通信を行う機関を指定する件の一部を改正する件(総務三一)

○令和五年度技能検定実施計画を定める件(厚生労働三三)

○令和四年国土交通省告示第四百五十五号の一部を改正する件

(国土交通一〇八)

〔官庁報告〕

官庁事項

水防活動用洪水予報及び警報の開始について(気象庁)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責関係

特殊法人等

弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会公示送達関係

地方公共団体

行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

五

三

三

府

令

○内閣府令第十四号

火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)第十九条第一項の規定に基づき、火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年二月十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

別記様式第二（第2条関係）

運搬区間			
運搬計画表			
から			
まで			
運搬具の種類 (最大積載量)	火薬類の種類及び数量	運送人の氏名 又は名称	運転者の氏名 及び見張人の 員数
運搬の 通路及び 通過日時			
摘 要			

備考

- 1 運搬計画表は、運搬区間の区分ごとに運搬具1台につき1枚とすること。(運搬具の台数の計算については、往復して運搬する場合又は2台以上連行して運搬する場合には、運搬具の延べ台数にかかわらず、1台とみなす。)
- 2 火薬類の種類及び数量欄には、運搬具1台が1回に運搬する数量を記入すること。(往復して運搬する場合には各回ごとの数量を、2台以上連行して運搬する場合には1台ずつの数量を記入し、往復回数の多いもの又は連行台数の多いものについては、摘要欄又は別紙に記入すること。)
- 3 運搬の通路及び通過日時の欄には、主要な地点及びその通過日時を明示した略図を記入すること。

〔2 略〕

(運搬の届出)

第二条 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号。以下「法」という。）第十九条第一項の規定による火薬類の運搬の届出は、別記様式第一の届出書及び別記様式第二の運搬計画表を当該火薬類の出発地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出して行うものとする。

改正後

火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令
火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和三十三年総理府令第六十五号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

別記様式第二（第2条関係）

運搬区間			
運搬計画表			
から			
まで			
運搬具の種類 (最大積載量)	火薬類の種類及び数量	運送人の氏名 又は名称	運転者の氏名 及び見張人の 員数
運搬の 通路及び 通過日時			
摘 要			

備考

- 1 運搬計画表は、運搬区間の区分ごとに運搬具1台につき2枚とすること。(運搬具の台数の計算については、往復して運搬する場合又は2台以上連行して運搬する場合には、運搬具の延べ台数にかかわらず、1台とみなす。)
- 2 火薬類の種類及び数量欄には、運搬具1台が1回に運搬する数量を記入すること。(往復して運搬する場合には各回ごとの数量を、2台以上連行して運搬する場合には1台ずつの数量を記入し、往復回数の多いもの又は連行台数の多いものについては、摘要欄又は別紙に記入すること。)
- 3 運搬の通路及び通過日時の欄には、主要な地点及びその通過日時を明示した略図を記入すること。

〔2 同上〕

(運搬の届出)

第二条 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号。以下「法」という。）第十九条第一項の規定による火薬類の運搬の届出は、別記様式第一の届出書二通及び別記様式第二の運搬計画表を当該火薬類の出発地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出して行うものとする。

改正前

2 第二条 この府令による改正後の別表第一の規定は、この府令の施行の日以後に開始される火薬類の運搬(同日前に開始される火薬類の運搬及び同日前に開始された同項の規定による届出に係る火薬類の運搬で同日以後に開始されるものについては、なお従前の例による。)
 同日前に開始される火薬類の運搬及び同日前に開始された同項の規定による届出に係る火薬類の運搬で同日以後に開始されるものについては、なお従前の例による。
 3 この府令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第一条 この府令は、令和五年三月一日から施行する。
 (経過措置)
 附 則
 (施行期日)

備考 表中の「」の記載は注記である。

別表第一 (第十条関係)

区 分		数 量	
火	薬	薬 量 200キログラム	
爆 薬	硝安油剤爆薬・含水爆薬	薬 量 120キログラム	
	上記以外の爆薬	薬 量 100キログラム	
火	工業雷管・電気雷管・信号雷管	4万個	
	導火管付き雷管	1万個	
	銃用雷管	40万個	
	捕鯨用信管・捕鯨用火管	12万個	
	実包	1個当たりの装薬量0.5グラム以下のもの	40万個
		1個当たりの装薬量0.5グラムを超えるもの	20万個
工	導爆線	6キロメートル	
	制御発破用コード	1.2キロメートル	
	爆発せん孔器	2,000個	
	コンクリート破砕器	2万個	
	品	玩具煙火(クラッカーボールを除く。)	薬 量 2トン
クラッカーボール・引き玉		薬 量 200キログラム	
上記以外の煙火		薬 量 600キログラム	
上記以外の火工品		薬 量 100キログラム	
備考 本表で定める区分の異なる火薬類を同時に運搬する場合の数量は、各区分ごとの火薬類の運搬しようとする数量をそれぞれ当該区分に定める数量で除し、それらの商を加えた和が1となる数量とする。			

別表第一 (第十条関係)

区 分		数 量	
火	薬	薬 量 200キログラム	
爆	薬	薬 量 100キログラム	
火	工業雷管・電気雷管・信号雷管	4万個	
	導火管付き雷管	1万個	
	銃用雷管	40万個	
	捕鯨用信管・捕鯨用火管	12万個	
	実包	1個当たりの装薬量0.5グラム以下のもの	40万個
		1個当たりの装薬量0.5グラムを超えるもの	20万個
工	導爆線	6キロメートル	
	制御発破用コード	1.2キロメートル	
	爆発せん孔器	2,000個	
	コンクリート破砕器	2万個	
	品	がん具煙火(クラッカーボールを除く。)	薬 量 2トン
クラッカーボール・引き玉		薬 量 200キログラム	
上記以外の煙火		薬 量 600キログラム	
上記以外の火工品		薬 量 100キログラム	
備考 本表で定める区分の異なる火薬類を同時に運搬する場合の数量は、各区分ごとの火薬類の運搬しようとする数量をそれぞれ当該区分に定める数量で除し、それらの商を加えた和が1となる数量とする。			